

# 名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画の 改定(案)【概要版】

## 計画案について、みなさまのご意見をお寄せください。

### <計画案(本編)の閲覧及び改定案(概要版)の配布場所等>

市民情報センター(市役所西庁舎 1 階)、各区役所・支所、各保健センター等で配布しています。また、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードしていただけます。

(<https://www.city.nagoya.jp/shisei/kouchou/1028305/1028307/1042727.html>)

\*点字版をご希望の方は、下記の問合せ先までご連絡ください。



### <意見募集期間>

令和 7 年 12 月 26 日(金曜日)～ 令和 8 年 1 月 26 日(月曜日)【※郵送は消印有効】

### <提出方法>

意見提出用紙(裏表紙)又は任意の用紙に、ご意見、住所、氏名をご記入の上、下記まで郵送・ファクス・電子メールでご提出いただくか、ご持参ください。任意の用紙による場合は、「名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)」に対する意見であることを明記してください。

\*電話や来庁による口頭でのご意見は受付できませんので、ご了承ください。

\*お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。ご意見をとりまとめの上、本市の考え方とあわせて公表します。

\*個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱います。

### <提出・問い合わせ先>

名古屋市健康福祉局健康部感染症対策課(電話番号:052-972-3378)

・郵 送 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

・ファクス 052-972-4154

・電子メール [a3347@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a3347@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)



## 1 改定の経緯

- 新型コロナウイルス感染症対応の経験や関係法令の改定を踏まえ、幅広い感染症による健康危機に対応できるよう、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が抜本的に改定された。
- 名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、平成26年に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき策定されたが、政府行動計画や愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）の改定を踏まえ、市行動計画についても改定を行うもの。

## 2 計画の理念・位置づけ

### 目標

- 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- 市民生活及び市民経済活動への影響の軽減
- 基本的人権の尊重

### 基本理念

- 平時から感染症危機に対応できる体制を作ることで、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指す。

### 位置づけ

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）により、市は、県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する本計画を作成する。
- 感染症予防のための施策の実施に関する計画を定める名古屋市感染症予防計画と整合性を取る。

## 3 対策の目的と基本的な戦略

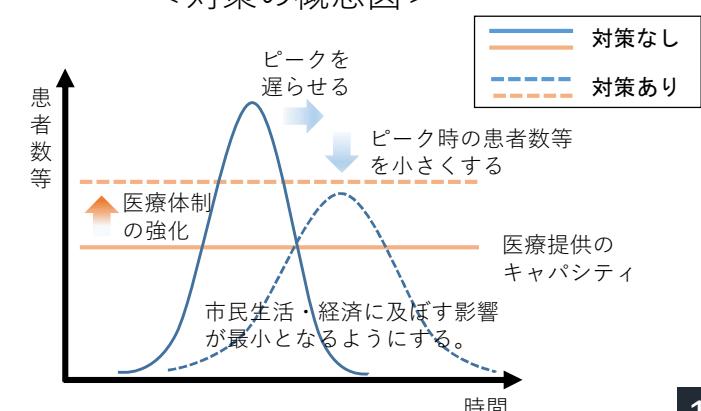
### ■ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ピーク時の患者数を少なくして、患者が適切な医療を受けられるよう体制を強化する。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。

### ■ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行う。
- 市民生活・市民経済の安定を確保する。

<対策の概念図>



# 名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（案）【概要版】

## 4 対象となる感染症

新型インフルエンザ等

### 新型インフルエンザ等感染症

※感染症法第6条第7項に規定する  
新型インフルエンザ等感染症

・新型インフルエンザ

・再興型インフルエンザ

・新型コロナウイルス感染症

・再興型コロナウイルス感染症

### 指定感染症

※感染症法第6条第8項に規定する  
指定感染症

1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性が  
あり、措置を講ずる必要があるもの

### 新感染症

※感染症法第6条第9項に規定する  
新感染症

人から人に伝染する未知の感染症であって、症状が重篤で  
あり、まん延により国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

## 5 計画の期間

- 市行動計画等に基づく取組や新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材の確保の取組についての定期的なフォローアップを通じた改善等に加え、関連する諸制度の見直し状況、市行動計画の充実に資する情報等も踏まえ、**おおむね6年ごと**に改定を行う。

## 6 改定のポイント

政府行動計画や県行動計画に基づき、以下のポイントを踏まえ改定

発生段階  
の考え方

### 対策段階を3期（準備期、初動期、対応期）とし、準備期の取組を充実

対応期については次のように区分し、一連の流れを持った戦略を確立する

- 封じ込めを念頭に対応する時期
- ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- 病原体の性状等に応じて対応する時期
- 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

感染拡大  
への対応

- 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定
- 状況の変化（検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、市民経済の状況等）に応じて、感染拡大防止と市民経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的な対策の切替え

対策項目を  
13に拡充

- ①実施体制
- ②サーベイランス・情報収集
- ③情報提供・共有
- ④予防・まん延防止
- ⑤医療
- ⑥市民生活・市民経済



- ①実施体制
- ②情報収集・分析、③サーベイランス
- ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤水際対策、⑥まん延防止、⑦ワクチン
- ⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健
- ⑫物資、⑬市民生活・市民経済

※新規項目に下線

## ①実施体制

- 平時から関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。
- 新型インフルエンザ等の発生時に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげ、感染拡大を可能な限り抑制する。

### 【準備期】

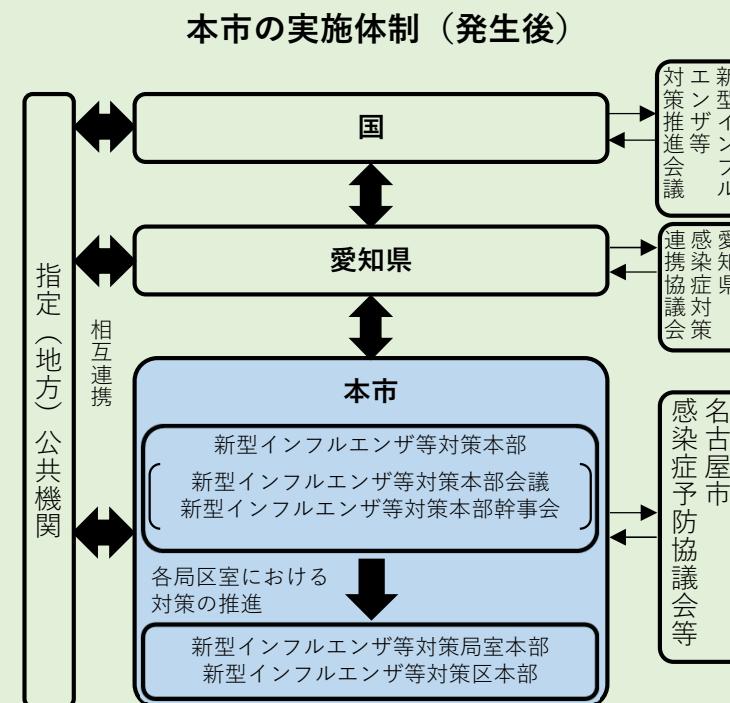
- ◆ 体制整備
  - ・県連携協議会、市感染症予防協議会及び市新型インフルエンザ等対策準備本部等の枠組みを通じ関係機関との連携体制を構築
  - ・新型インフルエンザ等の発生時において、強化・拡充すべき業務を実施するための業務継続計画の作成・変更
- ◆ 人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化

### 【初動期】

- ◆ 対策本部設置
  - ・国の基本的対処方針に基づいた対応方針の協議・決定
  - ・人員体制の強化に向けた全庁的な対応

### 【対応期】

- ◆ 対策の実施体制
  - ・市域の感染状況を一元的に把握、実情に応じた適切な対策を実施
- ◆ 緊急事態措置に関する総合調整



## ②情報収集・分析

- 感染拡大防止を目的とした政策上の意思決定に資するよう、平時から効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備する。
- 感染症発生時には、感染症の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに市民生活及び市民経済に関する情報等を収集し、感染症対策の強化と市民経済活動の両立を見据えた対策の判断へつなげる。

### 【準備期】

- ◆ 情報の収集・分析
  - ・情報収集・分析の結果が効率的に集約されるよう関係機関との連携体制を強化
  - ・有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集についての体制整備
- ◆ 感染症専門人材の育成や人員確保
  - ・市衛生研究所の計画的な人員の確保
  - ・訓練を通じた情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認

### 【初動期】

- ◆ 情報収集・分析に基づくリスク評価
  - ・国のリスク評価等を踏まえ、速やかに有事体制への移行を判断・準備
  - ・市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響についての情報収集、分析
  - ・リスク評価に基づいた感染症対策の判断・実施

### 【対応期】

- ◆ 感染症危機の経過や状況の変化を踏まえた包括的なリスク評価と、それに基づいた情報分析手法及び感染症対策の見直し

## ③サーベイランス

- 平時から、サーベイランス体制の構築やシステムの整備を行い、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行えるよう準備する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランス及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

### 【準備期】

- ◆ 平時に行うサーベイランス
  - ・患者報告、病原体の検出状況、ゲノム情報等の感染症発生動向を把握
- ◆ 人材育成
  - ・感染症サーベイランスに関する人材育成

### 【初動期】

- ◆ 有事の感染症サーベイランスの開始
  - ・症例定義に基づく、患者の発生動向調査の強化、入院患者数・重症者情報の収集、ウイルスゲノム情報の収集等を実施
- ◆ リスク評価に基づく感染症サーベイランスの実施体制の強化
- ◆ 情報及び分析結果の公表
  - ・個人情報等に十分留意した上で感染症の発生状況や対策に関する情報を市民へ提供

### 【対応期】

- ◆ 有事の感染症サーベイランスの実施
  - ・流行状況に応じたサーベイランスを実施
  - ・感染動向の把握が可能なら、適切な時期に定点把握に移行

## ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 感染症危機においては、科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報の共有を行う。
- 平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、想定される事態に備え体制整備や取組を進める。

### 【準備期】

- ◆ 市民への情報提供・共有
  - ・市民への、感染症に関する基本的な情報、感染対策等の分かりやすい情報提供・共有
  - ・保育施設や学校、高齢者施設等への丁寧な情報提供・共有
- ◆ 県及び関係機関等との連絡体制の整備
- ◆ 偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発

### 【初動期】

- ◆ 迅速かつ一体的な情報提供・共有
  - ・科学的知見に基づく新型インフルエンザ等の特性、発生状況、感染対策等を迅速かつ一体的に情報提供・共有
- ◆ 双方向のコミュニケーションの実施
- ◆ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

### 【対応期】

- ◆ 各時期に応じた対応
  - ・外出等の自粛を求める際は、科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明
  - ・リスク評価に基づく対策に市民等が適切に対応できるよう、従前からの変更点や理由等も含め、分かりやすく説明

## ⑤水際対策

- 検疫所からの依頼に基づき、発生国からの帰国者の健康監視を実施し、医療機関への入院、接触者の調査等必要な措置を迅速に講じる。

### 【準備期】

- ◆ 体制の整備
- ・検疫所が実施する訓練の機会等において、発生時の対策、連絡手順、協力事項等を共有

### 【初動期・対応期】

- ◆ 検疫所や医療機関等の関係機関との連携の強化
- ◆ 検疫所からの求めに応じて居宅待機者等に対する健康監視を実施

## ⑥まん延防止

- 感染拡大のスピードやピークを抑制するため、市民等に対し基本的な感染対策を普及させるとともに、病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく適時適切なまん延防止策を実施する。
- まん延防止策が市民経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を勘案し、対策の見直しを機動的に行う。

### 【準備期】

- ◆ 対策強化に向けた理解や準備の促進
  - ・市民等に対する基本的な感染対策を普及
  - ・休業要請や外出の自粛要請、施設の使用制限の要請等について、個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進

### 【初動期】

- ◆ まん延防止対策の準備
  - ・市内発生に備えた、感染症法に基づく患者への入院勧告や濃厚接触者への外出自粛要請等の確認
  - ・業務継続計画に基づく対応の準備

### 【対応期】

- ◆ まん延防止対策の実施
  - ・患者への入院勧告、濃厚接触者への外出自粛要請、基本的な感染対策に係る要請、営業時間の変更・休業要請等の実施
- ◆ 時期に応じた対策の実施
  - ・まん延防止策が市民経済活動に与える影響を考慮した対策の機動的な見直し

## ⑦ワクチン

- ワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで医療提供体制による対応が可能な範囲内に収め、新型インフルエンザ等による健康被害や市民経済活動への影響を最小限にとどめる。
- 関係機関等とともに、平時から接種体制や実施方法を準備し、接種を行う際には、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

### 【準備期】

- ◆ 接種体制の構築
  - ・関係機関等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築を準備
- ◆ 情報提供・共有
  - ・国が発信する情報に基づき、ワクチンの役割や有効性・安全性、接種体制、対象者、接種順位の在り方等について、市民への適切な情報提供による理解促進

### 【初動期】

- ◆ 接種体制の構築
  - ・接種会場の物品や救急用品等について、医療従事者や関係機関等との情報共有
  - ・大規模接種会場の設置等の検討
  - ・医師会等との協力による接種従事者の確保と全庁的な人員体制の整備

### 【対応期】

- ◆ 接種の実施
  - ・特定接種については、国の実施決定に基づき集団接種を実施
  - ・住民接種については、予約受付体制を構築し、接種を開始
  - ・感染状況を踏まえ、医療機関以外の集団接種会場の増設を検討
  - ・高齢者施設の入所者の接種や小児接種について医療機関等の協力を得て実施体制を整備
- ◆ 情報提供等
  - ・市民へのワクチン接種に係る情報提供と副反応の相談体制等の検討

## ⑧医療

- 平時から予防計画等に基づき、県、市及び関係機関の連携体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。
- 感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、県と連携して医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

### 【準備期】

- ◆ 医療提供体制の整備
  - ・県連携協議会等を通じて県に協力し、医療機関や関係機関との有機的な連携体制を構築
  - ・県が協定締結する宿泊療養施設等の確認
- ◆ 研修や訓練による人材の育成
  - ・情報伝達訓練や、医療機関等と連携した感染症患者の移送等の実践的な訓練の実施

### 【初動期】

- ◆ 医療提供体制の確保
  - ・県が行う感染症指定医療機関による受入体制の確保等に協力し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。
- ◆ 相談センターの整備

### 【対応期】

- ◆ 基本対応
  - ・県と連携して、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等で情報を把握しながら入院調整を実施
- ◆ 時期に応じた医療提供体制の構築
  - ・相談センターの強化、発熱外来への受診方法等について市民等に周知

## ⑨治療薬・治療法

- 平時から県及び国と連携し、治療薬を医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備等を行う。

### 【準備期】

- ◆ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
  - ・医療、疫学調査、患者搬送及び市斎場の火葬の従事者に対する抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

### 【初動期】

- ◆ 治療薬の配分、流通管理
  - ・診断・治療に資する情報等を医療機関等に対して迅速に提供・共有
  - ・国や県から配分された治療薬を医療機関等へ円滑に流通
- ◆ 濃厚接触者等への予防投与

### 【対応期】

- ◆ 医療機関等への情報提供・共有
  - ・国等から提供された診断・治療に資する情報及び診療指針を医療機関等へ迅速に提供
- ◆ 治療薬の流通管理
  - ・医療機関や薬局に治療薬を適切に使用するよう要請

## ⑩検査

- 新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査を円滑に実施するため、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進める。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、検査拡充等の体制を迅速に整備するとともに病原体の性状や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査体制を見直す。

### 【準備期】

- ◆ 検査体制の整備
  - ・有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための準備
  - ・検査用試薬等の備蓄、検査機器の維持管理
- ◆ 訓練等による検査体制の維持・強化
  - ・訓練等による検査実施能力、検体搬送手順の確認

### 【初動期】

- ◆ 検査体制の整備
  - ・予防計画に基づく市衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査実施能力の確認、検査体制の速やかな立ち上げ
  - ・迅速な検体搬送が実施できるよう、外部委託等を実施
  - ・必要に応じ、ドライブスルー方式等の体制を整備

### 【対応期】

- ◆ 検査体制
  - ・高齢者施設等における集中的な検査を実施
  - ◆ リスク評価に基づく検査実施方針の決定・見直し

# 名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（案）【概要版】－各項目ごとの主な取組

理念・目標

主な取組

	⑪保健	⑫物資	⑬市民生活・市民経済
	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な対策を実施するため、保健所及び市衛生研究所は、検査の実施や積極的疫学調査を通じ、患者の発生動向の把握から市に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。</li> <li>平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平時から県連携協議会を通じて医療機関等における感染症対策物資等の備蓄を推進する。</li> <li>所掌事務又は業務にかかる新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。</li> <li>新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び市民経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。</li> </ul>
【準備期】	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材の確保・体制の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>流行開始から1か月間に想定される業務量に対応するための全庁的な応援体制やIHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）要員等による保健所の感染症有事体制の人員確保、業務継続計画を含む体制の整備</li> <li>研修・訓練等を通じた人材育成等</li> <li>保健所・市衛生研究所を始めとした職員への研修・訓練、連絡体制を確認する情報伝達訓練の実施</li> </ul> </li> <li>多様な主体との連携体制の構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>県連携協議会等における患者移送等に関する協議と体制整備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【準備期】           <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策物資等の備蓄               <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等対策実施に必要な感染症対策物資等を備蓄し、定期的に確認</li> <li>最初に感染者に接触する可能性のある搬送従事者等のための個人防護具の備蓄</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【準備期】           <ul style="list-style-type: none"> <li>情報共有体制の整備</li> <li>生活支援等の準備               <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援、搬送、死亡時の対応や手続きについて検討</li> </ul> </li> <li>火葬体制の構築               <ul style="list-style-type: none"> <li>火葬場の能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
【初動期】	<ul style="list-style-type: none"> <li>有事体制への移行準備           <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所の感染症有事体制及び市衛生研究所の有事の検査体制への移行準備</li> </ul> </li> <li>市民への情報提供・共有の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【初動期】           <ul style="list-style-type: none"> <li>個人防護具の配布に向けた準備               <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じた緊急配布の準備</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【初動期】           <ul style="list-style-type: none"> <li>遺体の火葬・安置               <ul style="list-style-type: none"> <li>一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
【対応期】	<ul style="list-style-type: none"> <li>有事体制への移行           <ul style="list-style-type: none"> <li>全庁からの職員応援等、保健所の感染症有事体制を確立</li> <li>市衛生研究所の検査体制の立ち上げ</li> <li>相談対応、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、療養先の調整及び移送、健康観察、生活支援等の実施</li> </ul> </li> <li>感染状況に応じた取組や体制の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【対応期】           <ul style="list-style-type: none"> <li>不足物資の配布               <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関等で個人防護具が不足するおそれのある場合、市から個人防護具を配布</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【対応期】           <ul style="list-style-type: none"> <li>心身への影響を考慮した施策               <ul style="list-style-type: none"> <li>自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等を実施</li> <li>生活支援を要する者への支援</li> <li>教育及び学びの継続に関する支援</li> <li>埋葬・火葬の特例等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

# 名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（案）【概要版】－時期に応じた取組のイメージ（抜粋）





## ＜ご意見提出用紙＞

※ファクスの場合は、この用紙に記入の上、そのまま送信してください。

ファクス送信先:(052)972-4154

(あて先)名古屋市健康福祉局健康部感染症対策課

# 名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)

計画案について、みなさまのご意見をお寄せください。

住 所	
氏 名	

■提出期限 令和8年1月26日(月曜日) ※郵送は消印有効

■提出先 名古屋市健康福祉局健康部感染症対策課

(郵送) 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

(ファクス) (052)972-4154

(電子メール) a3347@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

切り取り